

市第 169 号議案

包括外部監査契約の締結

次のように包括外部監査契約を締結する。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文子

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成27年4月1日
- 3 契約の金額 18,500,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 概算払
- 5 契約の相手方 住所 東京都世田谷区桜上水1丁目18番9号
氏名 沖 恒 弘
資格 公認会計士
勤務先 有限責任あずさ監査法人横浜事務所

提 案 理 由

包括外部監査契約を締結する必要があるため、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案する。

参 考

略 歴

現住所 東京都世田谷区桜上水 1 丁目 18 番 9 号

おき つね ひろ
沖 恒 弘

昭和 27 年 11 月 11 日生

- 1 昭和 50 年 3 月 中央大学商学部卒業
- 1 昭和 52 年 11 月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）勤務
- 1 昭和 56 年 9 月 公認会計士登録
- 1 平成 13 年 5 月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員就任
- 1 平成 22 年 7 月 有限責任あずさ監査法人横浜事務所長（任期 4 年）就任
- 1 平成 26 年 7 月 有限責任あずさ監査法人全国社員会議長就任

地方自治法（抜粋）

（包括外部監査契約の締結）

第 252 条の 36 次に掲げる普通地方公共団体（以下「包括外部監査対象団体」という。）の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
- (2) 政令で定める市

(3) 前号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたもの

(第 2 項から第 5 項まで省略)

6 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。

(第 7 項省略)